

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場の皆様へ

—（安全）衛生推進者を選任していますか—

小田原労働基準監督署

労働安全衛生法では中小規模事業場の安全衛生水準の向上を目的として、上記の規模の事業場の（安全）衛生業務について、権限と責任を有する者（社長、工場長等）の指示を受けて職務を担当する「（安全）衛生推進者」を選任することを義務付けています。（※）

下記により、安全衛生推進者・衛生推進者を適切に選任し、事業場の労働者の健康確保に努めて下さい。

※50人以上の事業場では安全衛生業務の技術的事項等を管理する「（安全管理者）、衛生管理者・産業医」の選任が必要となります。

1 対象となる業種 <労働安全衛生法第12条の2>

○安全衛生推進者

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

○衛生推進者 上記以外の業種

例) 銀行業、証券業、生保：損保業等の各店舗、飲食業、企業本社、映画演劇業、教育研究業、人材派遣業等の業種

2 業務の内容 <労働安全衛生法第12条の2(同法第10条の1項各号、労働安全衛生規則第3条の2)>

- 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- 危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ※具体的な職務は次頁の「安全衛生推進者の職務」のとおり

3 資格要件 <労働安全衛生規則第12条の3、安全衛生推進者の選任に関する基準(昭和60年9月5日労働省告示第80号)>

- (1) 大学又は高等専門学校卒業後に1年以上安全衛生の実務に従事している者
- (2) 高等学校又は中等教育学校卒業後に3年以上安全衛生の実務に従事している者
- (3) 5年以上安全衛生の実務に従事している者
- (4) 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者(安全衛生推進者養成講習・衛生推進者養成講習)
※上記(1)～(3)の要件を満たしている方にも養成講習会等の受講をお勧めします。
- (5) 安全管理者及び衛生管理者・労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの資格を有する者

4 氏名の周知 <労働安全衛生規則第12条の4>

作業場の見やすい箇所に氏名の掲示し腕章や名札を着用する等により関係労働者に周知して下さい。(裏面の「安全衛生推進者の職務」を活用して下さい。)

安全衛生推進者養成講習・衛生推進者養成講習機関については、

[「こちら」](#)

をご覧ください。



(安全) 衛生推進者の職務

- 1 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- 2 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- 3 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事。
- 4 安全衛生教育に関する事。
- 5 異常な事態における応急措置に関する事。
- 6 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- 7 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事。
- 8 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。

職氏名 _____

を安全衛生推進者・衛生推進者に任命したので、全員が上記職務の遂行に協力するよう周知する。

平成 年 月 日

任命権者職氏名 職氏名 _____

※衛生推進者の職務は、上記の職務のうち衛生関係のものとなります。